

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第20条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号、次条及び第15条の2において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(23) 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第19条 任命権者は、白岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白岡町条例第9号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>白岡市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号、次条及び第15条の2において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(23) 略</p>

育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支援となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 略

（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）

第22条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 略

（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）

第21条 略